

所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて公表いたします。

所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

- 対象となる入所者の状態
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全
- 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する10日を限度として、月1回に限り算定。
- 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

令和7年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	1	2	0								
	日数	11	5	7	0								
尿路感染症	人数	1	0	0	2								
	日数	3	0	0	6								
带状疱疹	人数	0	0	0	1								
	日数	0	0	0	5								
蜂窩織炎	人数	1	1	1	1								
	日数	2	3	4	2								
慢性心不全	人数	0	0	0	0								
	日数	0	0	0	0								